

入・進学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ

日本学生支援機構の奨学金貸与を過去に受けていた者が、平成17年4月以降に大学院及び学部に入学者となった場合、「在学届」を提出することにより返還が猶予されます。（在学証明書は、在学期間が未載のため提出を認めていません。）

該当する学生は、下記を参照し届出を行ってください。（研究生については、別手続となります）

記

- 1 届出対象者… (1) 平成17年4月に大学院へ入・進学する学生
(2) 以前に「在学届」を提出した者のうち、休学・留年等で平成17年4月以降、引き続き在学する学生
(3) 前年度をもって貸与終了（辞退）した者のうち、平成17年4月以降、引き続き在学する学生
- 2 提出期間…… 平成17年4月1日（金）～4月22日（金）
- 3 提出書類…… 「返還のてびき」に綴じ込まれている葉書サイズの「在学届」を使用してください。既に手元の様式を使用済みの場合は、学生部厚生課奨学第二係（安田講堂1階学生部センター内）にて配布しています。
なお、予約採用候補者は、インターネットで「進学届」を提出しているため、この手続きは不要です。
- 4 提出先…… 所属する学部・研究科の奨学金担当係
- 5 その他…… 「在学届」の提出は、「返還誓約書（借用証書）」の提出が前提です。未提出の場合は、至急、学生部厚生課奨学第二係へ提出してください。

平成17年3月16日
学 生 部 厚 生 課